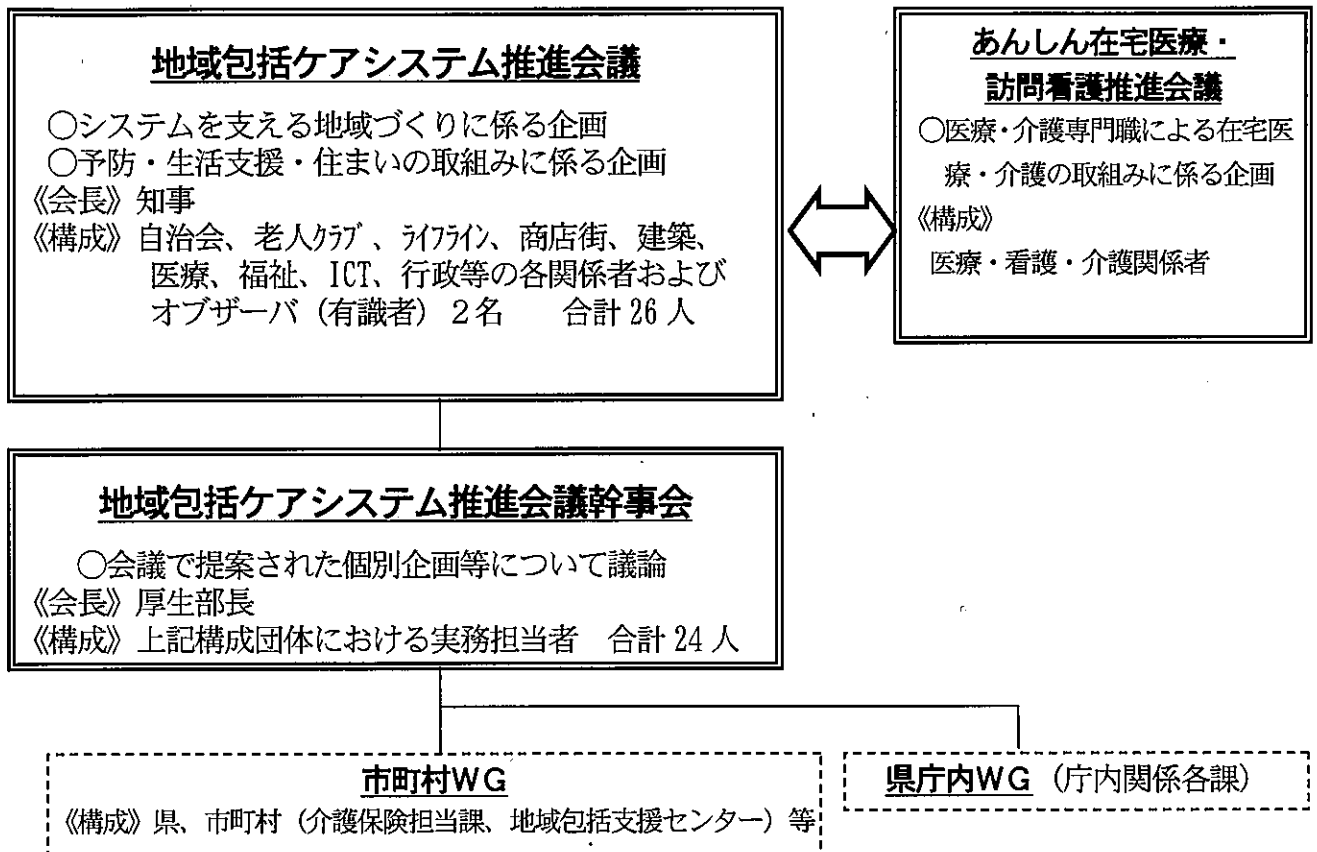


## 富山県地域包括ケアシステム推進会議の概要について

### 1 目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を間近に控え、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアを実現するため、医療・介護関係者のみならず、住民団体、事業者団体等の多様な主体とともに、官民連携で本推進会議を設置し、富山県の地域性に即した効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムの構築に向けて取組みを推進していく。

### 2 組織構成及び所管事項



### 3 スケジュール（予定）

- |            |  |
|------------|--|
| 平成26年6月13日 | 第1回推進会議（県内の現状確認・課題抽出、全体的な方向性について）                              |
| 8月         | 第1回幹事会（各主体の個別具体的な取組について議論）                                     |
| 11月        | 第2回幹事会（取組状況の中間的報告、新たな課題の抽出、<br>第6期介護保険事業支援計画等に対する意見（素案）について議論） |
| 平成27年1月    | 第2回推進会議（平成26年度取組報告取りまとめ<br>第6期介護保険事業支援計画等に対する意見とりまとめ）          |

## 富山県地域包括ケアシステム推進会議設置要綱

## (目 的)

第1条 医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関わる関係者が協働・連携して、富山県の地域性に即した効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進するため、富山県地域包括ケアシステム推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域包括ケアシステムを支える地域づくりに係る企画に関すること。
- (2) 介護予防・生活支援・高齢者のニーズに応じた住まいの取組みの企画に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進及び調整に関すること。
- (4) その他、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みの推進に関すること。

## (委 員)

第3条 推進会議は、知事及び地域包括ケアシステム推進に関わる関係者等のうちから知事が委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

## (会 議)

第5条 推進会議は、知事が招集する。

- 2 推進会議は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (任 期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (幹事会)

第7条 推進会議での検討事項について、具体的かつ実務的に検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、厚生部長及び推進会議委員の所属団体が推薦する者（以下「幹事」という。）により構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は厚生部長とし、副幹事長は幹事長が指名する。
- 5 幹事は、知事が委嘱する。
- 6 幹事長は、幹事会の会議を進行する。
- 7 幹事長が出席できないときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 8 幹事会は厚生部長が招集する。
- 9 幹事会は必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 推進会議及び幹事会の検討事項について、具体的に検討するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループに座長を置くこととし、座長は厚生部次長（高齢福祉担当）とする。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 ワーキンググループの構成員は、厚生部次長（高齢福祉担当）が指名する。
- 5 ワーキンググループは必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 推進会議、幹事会、ワーキンググループの庶務は高齢福祉課において処理する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

## 地域包括ケアシステム推進会議委員・幹事名簿

区分	所属	委員		幹事		備考
		役職	氏名	役職	氏名	
1	地域住民	公益法人社団 富山県老人クラブ連合会	会長	島田 祐三	事務局長	野上 彰
2	地域住民	富山県自治会連合会	会長	谷井 光昭	副会長	渡辺 利雄
3	地域住民	富山県民生委員児童委員協議会	会長	得能 金市	副会長	高山 礼子
4	地域住民	富山県婦人会	会長	岩田 繁子	会長	岩田 繁子
5	地域住民	一般社団法人 認知症の人と家族の会富山県支部	事務長	勝田登志子	副代表	山本 雅英
6	生活支援	富山県食生活改善推進連絡協議会	会長	横川 照子	副会長	勝田 幸子
7	生活支援	富山県生活協同組合連合会	会長理事	松浦 均	専務理事	清水 文清
8	生活支援	富山県農業協同組合中央会	会長	穴田 甚朗	農業対策 部長	山本 康雄
9	地域経済	富山県商店街振興組合連合会	会長	武内 保衛	事務局	石金 利明
10	ライフライン	北陸電力株式会社	代表取締役社長	久和 進	執行役員 富山支店長	酒井 英治
11	ライフライン ICT	西日本電信電話株式会社 富山支店	支店長	山本 泰三	ビジネス 営業部長	山腰 幸雄
12	ライフライン ICT	一般社団法人 富山県ケーブルテレビ協議会	理事長	本林 敏功	運営委員会 副委員長	宅見 公志
13	ICT	株式会社インテック	代表取締役社長	滝澤 光樹	医療システム 部長	武田 浩昭
14	郵便	日本郵便株式会社 北陸支社	支社長	山本 裕康	富山南 郵便局長	村井 裕
15	金融	北陸銀行	頭取	庵 栄伸	法人・公共 営業部長	宮村 樹
16	公共交通	公益法人社団 富山県バス協会	会長	桑名 博勝	専務理事	小竹 典吉
17	公共交通	富山県タクシー協会	会長	土田 英喜	労務委員長	笹嶋 昭五
18	住まい	公益法人社団 富山県建築士会	会長	中野 健司	副会長	今村 彰宏
19	福祉	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	会長	岩城 勝英	専務理事・ 事務局長	石坂 博信
20	医療	公益社団法人 富山県医師会	会長	馬瀬 大助	常任理事	藤田 一
21	介護	一般社団法人 富山県介護支援専門員協会	会長	高原 啓生	副会長	黒田 正一
22	行政	富山県市長会	会長	高橋 正樹	事務局長	佐伯 進
23	行政	富山県町村会	会長	伊東 尚志	常務理事	上野 和博
24	行政	富山県	知事	石井 隆一	厚生部長	山崎 康至

## 【オブザーバー(五十音順)】

1	県外	国際医療福祉大学大学院	教授	高橋 紘士		国地域包括ケア 研究会委員
2	県内	富山大学地域連携推進機構	機構長	丹羽 昇		富山大学理事・副 学長